

## (別添 2) 機器仕様書

### 1. LED 公園灯に関わる灯具仕様の基本事項

#### 1) 公園灯具に関する基本事項

- ① 本仕様は公園灯に使用する LED モジュールを光源とする LED 照明器具の屋外照明を対象とする。
- ② 公園灯灯具は既設灯具と同等程度の照度を確保することを原則に、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じた LED 灯具に更新するものとする。
- ③ その他、調査結果（設置環境）を基に、本村と灯具選定の協議を行い対応すること。

#### 2) 適用基準及び規格

特に規定がないものは、次の規格を適用または参考にすること。

- ① JIS C 8105-1:2013 照明灯具-第 1 部安全性要求事項通則及び追補 1
- ② JIS C 8105-3:2011 照明灯具-第 3 部性能要求事項通則
- ③ JIS C 8153:2009 LED モジュール用制御装置-性能要求事項通則
- ④ JIS C 8154:2009 一般照明用 LED モジュール-安全仕様
- ⑤ JIS C 8155:2009 一般照明用 LED モジュール-性能要求事項
- ⑥ JIS C 8152-1:2014 照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法-第 1 部 : LED パッケージ
- ⑦ JIS C 8152-2:2014 照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法-第 2 部 : LED モジュール及び LED ライトエンジン
- ⑧ JIS C 61000-3-2:2011 電磁両立性-第 3-2 部 : 限度値-高調波電流発生限度値
- ⑨ JIS C 61000-4-5:2011 電磁両立性-第 4-5 部 : 試験及び測定技術-サージイミュニティ試験
- ⑩ 電気用品安全法
- ⑪ 光害対策ガイドライン令和 3 年 3 月改訂版環境省

#### 3) 灯具性能

- ① 既設灯具と同等程度の照度を確保することを原則に、現場の状況及び既設灯具の種類・消費電力に応じた LED 灯具に更新するものとする。
- ② 現場環境による住民等の要望に対して速やかに対応できるよう、遮光ルーバーが後付け、取り外しが可能な構造とする。（遮光板の設置は、10%程度見込むこと。）
- ③ 既設柱に設置するため、既設径に対応出来るような構造であること。設置が困難な場合はアダプタを設置し、灯具交換を行うものとする。
- ④ 灯具の塵埃、固形物及び水気の侵入に対する保護等級は IP23 以上とし、埃塵等の侵入により器具の光束維持率の低下を極力小さくする構造とすること。
- ⑤ 灯具本体は、JIS H 5302「アルミニウム合金ダイカストに規定する ADC12 と同等の強度、防塵、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）を使用することとする。
- ⑥ 公園用 LED 器具のグローブは、「強化ガラス」または「樹脂」のいずれかとし、器具

の光学的性能を継続的に十分満足させるもので、これらの支障となる「亀裂」、「きず」、「泡」、「くもり」等が生じないものとする。また、グレアを軽減する仕様とすること。

- ⑦ 相関色温度は 5000K 相当以下とする。
- ⑧ 平均演色評価数は Ra60 以上とする。
- ⑨ LED モジュールの寿命は照明器具を通常の使用状態にて点灯し、照明器具の周囲温度 30℃が連続した状態を想定して、40,000 時間以上の設計寿命を有するものとする。ただし、LED モジュールの寿命とは初期光束に対して 70%になるまでの総点灯時間とする。(光束維持率 70%)
- ⑩ 落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能を搭載すること。
  - ア. ノーマルモード 2kV 以上
  - イ. コモンモード 15kV 以上
- ⑪ LED モジュール装置の定格寿命は 40,000 時間以上とする。
- ⑫ 灯具は品質を保証する為、ISO9001 と ISO14001 を取得している日本国内製造のメーカーとする。なお、それを証明する書類を事前に本村に提出すること。
- ⑬ 灯具は、電気用品安全法にもとづく基準に適合していること。
- ⑭ 灯具のメーカー保証期間は、10 年間であること。
- ⑮ 灯具は国内メーカー製とし、製造業者は、屋外用 LED 照明灯具の製造・販売実績が 10 年以上であること。
- ⑯ 設置灯具は 9,000lm を確保し、周囲 30m まで 1lx 以上を確保するものとする。
- ⑰ 既設灯具のデザインや周囲の景観に応じて、笠、グローブ等のオプションが後付け可能な構造とする。